

公益社団法人鳥取県柔道整復師会 役員選任規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人鳥取県柔道整復師会（以下「本会」という。）の理事、監事の選任を公正に行うため、定款第21条、定款第22条に基づいて、必要な事項を定める。

第2章 役員選任委員会

(役員選任委員会)

第2条 本会に、役員選任に関する事務を管理し執行するため役員選任委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

(委員会の職務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

選任の告示に関する事項

- ② 立候補するに必要な書類に関する事項
- ③ 選任広報の発行に関する事項
- 選任の決議（選任投票及び開票の管理）に関する事項
- ⑤ 選任された理事、監事の確定に関する事項
- ⑥ 本規程違反に関する事項
- ⑦ その他選任事務の管理及び執行に関する事項

(委員会の構成)

第4条 委員会は3名以内の委員をもって構成する。

(委員の選任)

第5条 委員は、本会の理事会の決議を径て会長が選任する。

(委員長等の選定及び権能)

第6条 委員会に、委員長1名、副委員長1名を置くものとする。

- 2 委員長、副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、その職務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

(委員会の会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。但し、委員長選任前は会長が招集する。

- 2 委員会の議事は、特別の定めのある場合を除き、委員総数の3分の2

以上が出席しその過半数で決する。但し可否同数のときは、委員長が決する。

- 3 やむを得ない理由のため委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面をもって表決することができる。この場合、書面表決者は出席者とみなす。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員は、任期満了後であっても後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

- 3 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の禁止事項)

第9条 委員は、役員に立候補することはできない。但し、委員辞任後の立候補は妨げない。

第3章 告示と届出等

(選任の告示)

第10条 委員会は、選任投票日の50日前までに、次の事項を定め、本会の事務局に告示し、会員に通知を発しなければならない。

- ① 選任投票日及び選任投票場所（以下「選任投票所」という。）に関する事項
- ② 立候補届出に関する事項
- ③ その他必要な事項

(立候補の届出)

第11条 立候補しようとする者は、立候補届及び立会人届、選任広報原稿に必要事項を記載し選任投票日の30日前から10日前の正午までに委員会に届出なければならない。

立候補者数が役員の定員に満たないときは、委員会は役員と協議し、定員になるまで立候補者数を確保しなければならない。

(選任広報)

第12条 委員会は、選任広報を選任投票日の2週間前までに会員に発しなければならない。

- 2 選任広報には所定の用紙をもって候補者の氏名、生年月日、略歴、所信を掲載する。

3 前項のほか必要な事項は、委員会で定める。

(候補者の辞退)

第13条 候補者が立候補を辞退しようとするときは、「立候補辞退届」を委員会に届出なければならない。

(候補者の告示)

第14条 立候補の届出があったときは、委員会は候補者の氏名を本会の事務局に告示しなければならない。

2 前条の辞退届出があったときも同様とする。

(事務局)

第15条 委員会の事務は、本会の事務局が行う。

第4章 選任投票及び開票

(選任投票の方法)

第16条 選任投票に先立ち、本会総会の議長は選任に関する事項を宣言した後、委員会に選任事務を移行させる。

2 選任投票は1人1票とし、その方法及び選任投票所は委員会が定める。

(選任投票用紙の交付)

第17条 選任投票は、委員会が定めた選任投票用紙をもって行う。

2 委員会は、選任投票所で選任投票用紙を会員に交付する。

(選任投票の開始と終了)

第18条 委員長は、選任投票の開始及び終了を宣言する。

(無効選任投票)

第19条 次の各号に掲げる選任投票は無効とする。

- ① 所定の選任投票用紙を用いなかったもの
- ② 候補者でない者の氏名を記入したもの
- ③ 白紙選任投票又は判読しがたいもの
- ④ その他委員会で定めた事項以外もの

(開票)

第20条 開票は、委員会が定めた場所で委員会が行う。

2 委員会は、各候補者の第11条の立会人を開票に立ち合わせることができる。

(選任の決議)

第21条 選任の決議は定款第19条第3項に従う。なお、定款第19条第3項第2文の場合において、当該決議を得た候補者の選任得票数が同数の

ときは、抽選（ジャンケン後、抽選で順位を決める）により、順位を定める。過半数

- 2 1回目の選任投票で定款第19条第1項の決議を得られないときは、当該決議を得られない上位（不足数+1名）名について決戦選任投票を行い、定款第19条第3項に従って決議する。2回目の選任投票で定款第19条第1項の決議を得られないときも同様とする。
- 3 総会の決議によって選任された理事及び監事は、定款第22条第2項第2文の「理事会は、総会の決議により、会長候補者及び副会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる」との規定を遵守する。
- 4 総会の決議によって選任された理事は、会長又は副会長のいずれかに立候補することができる。
- 5 前項の会長候補者が1名のときは、定款第22条第2項本文に基づき理事会において会長を選定する。
- 6 第4項の会長候補者が複数名のときは、定款第22条第2項第2文において、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法による。
- 7 第4項の副会長候補者が1名のときは、定款第22条第2項本文に基づき理事会において副会長を選定する。
- 8 第4項の副会長候補者が1名以上のときは、定款第22条第2項第2文において、総会の決議により副会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法による。

（開票結果の報告）

第22条 委員長は、前条の決議がなされたときは、総会において、投票総数、有効及び無効投票数、選任者の氏名とその得票数及び必要と定めた事項を報告する。

2 委員会は、選任者に対し、選任証書を交付する。

（選任投票に関する運動のための文言等の届出）

第23条 立候補者若しくはその関係者が行う選任投票に関する運動のための文書、図面を頒布しようとするときは、事前に、その文書、図画各5通を委員会に届出なければならない。

（禁止事項）

第24条 選任投票の公正を期するため、次に掲げる事項を定める。

① 選任投票に関する運動期間は、立候補の届出を提出した日から選任投票日の前日までとする。

② 立候補者若しくはその関係者は、前号の期間中、選任投票を得、若しくは得しめ又は得しめない目的をもって、会員若しくはその関係者に対して以下の行為を行ってはならない。

1. 金銭、物品その他財産上の利益の供与 その供与の申込み若しくは約束。

2. 饗応接待、その申込み若しくは約束。

3. 戸別訪問。

③ 立候補届出前に前条の文書、図面を頒布して ならない。

④ 前条の文書、図面の頒布は、当該候補者の承認を得なければならず、発行者のいかんを問わず、立候補届出後1回限 とする。なお、虚偽又は他人の誹謗若しくは名誉を毀損する事項を掲 してはならない。

(違反の処置)

第25条 委員会は前2条の違反者につき、委員総数の3分の2以上の同意を得て、次の処置を行うことができる。但し 該違反者に弁明の機会を与えなければならない。

① 注意。

② 文書による勧告。

③ 違反者の氏名、違反内容の公表。

(会員名簿)

第26条 会長は、会員名簿の写しを速やかに委員会に提出しなければならない。

2 会長は、前項の名簿に変更があったとき、すみやかに文書をもって、委員会に通知しなければならない。

3 立候補者は、会員名簿を閲覧することができる。

5章 役員の就任

(役 の就任)

第27条 選任された役員は、選任された日から14日以内に委員会に就任承諾書を提出しなければならない。

2 選任された役員が、前項の書面を提出しないきは、当該役員に就任しないものとみなす。

第6章 補則

第28条 この規定の改廃は理事会の決議をもつ行う。

付則

この規定は、平成26年5月5日から施行する。

役員選任委員会委員委嘱状

殿

役員選任規定第 5 条の規定によりあなたを公益社団法人 鳥取県柔道整復師会 役員選任委員会委員に任命します。

平成 年 月 日

公益社団法人 鳥取県柔道整復師会
会長

立候補届

公益社団法人 鳥取県柔道整復師会
役員選任委員会 委員長 殿

私は、 年 月 日施行される公益社団法人 鳥取県柔道
整復師会 の役員選挙に立候補します。

役職名 _____

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印

履歴
所信(公報原稿用)

上記は選挙公報に記載するものとする。

選任証書

殿

あはたは平成 年 月 日施行の役員選任選挙で下記役員
に選任されました。

役職 _____

公益社団法人 鳥取県柔道整復師

役員選任委員会 委員長

印

役員就任承諾書

公益社団法人 鳥取県柔道整復師会
役員選任委員会 委員長

殿

平成 年 月 日施行の役員選任選挙で選任された役員に就任することを承諾します。

役職

平成 年 月 日

氏名

印

